

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄							備考		
計画の区分	研究科の専攻に係る課程の変更									
フリガナ 設置者	ガッコウホウジン コウトクガクエン 学校法人 弘徳学園									
フリガナ 大学の名称	ヒメジダイガクタイガクイン 姫路大学大学院（Graduate School of Himeji University）									
大学本部の位置	兵庫県姫路市大塩町2042番地の2									
大学院の目的	本大学院は、学問の向上のために、常に、探究心をもち、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展に寄与できる高度な専門職業人及び教育・研究者を育成することを目的とする。									
新設研究科等の目的	博士後期課程では、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の支援を科学的に探究し、その支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者を育成することを目的とする。									
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	看護学研究科 [Graduate School of Nursing Science] 看護学専攻 [Department of Nursing Science] 博士後期課程 [Doctor of Philosophy in Nursing Science] 計	年	人	年次	人	博士 (看護学)	平成31年4月 第1年次	兵庫県姫路市大塩町 2042番地2		
		3	3	—	9					
			3	—	9					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)		平成31年4月 上記研究科(博士後期課程)の設置にあわせ、修士課程を博士前期課程と改称する。								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
	看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程	講義	演習	実験・実習	計	12 単位				
		5科目	2科目	0科目	7科目					
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等	
				教授	准教授	講師	助教	計		
	新設分	看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程	12人 (12)	3人 (3)	0人 (0)	0人 (0)	15人 (15)	0人 (0)	0人 (0)	
		計	12人 (12)	3人 (3)	0人 (0)	0人 (0)	15人 (15)	0人 (0)	— (—)	
	既設分	看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程	14人 (14)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	14人 (14)	0人 (0)	3人 (3)	
		計	14人 (14)	0人 (0)	0人 (0)	0人 (0)	14人 (14)	0人 (0)	— (—)	
	合計	16人 (16)	3人 (3)	0人 (0)	0人 (0)	19人 (19)	0人 (0)	— (—)		
教員以外の職員の概要	職種		専任	兼任	計					
	事務職員		45人 (45)	2人 (2)	47人 (47)					
	技術職員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	図書館専門職員		5 (5)	0 (0)	5 (5)					
	その他の職員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計		50 (50)	2 (2)	52 (52)					

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	31,440 m ²	0 m ²	0 m ²	31,440 m ²				
	運 動 場 用 地	16,359 m ²	0 m ²	0 m ²	16,359 m ²				
	小 計	47,799 m ²	0 m ²	0 m ²	47,799 m ²				
	そ の 他	2,965 m ²	0 m ²	0 m ²	2,965 m ²				
	合 計	50,764 m ²	0 m ²	0 m ²	50,764 m ²				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		27,174 m ² (27,174m ²)	0 m ² (0m ²)	0 m ² (0m ²)	27,174 m ² (27,174m ²)				
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体			
	29 室	31 室	41 室	1 室 (補助職員0人)	1 室 (補助職員0人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数		学部及び博士前期 課程と兼用			
		看護学研究科看護学専攻博士後期課程		16 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	・図書、学術雑誌、視 聴覚資料は看護学科 及び看護学専攻修士 課程と共用の数 ・図書41,993冊、学術 雑誌646種、視聴覚資 料1,380点(大学共用)	
	看護学研究科看護学専攻	18,950[1,400] (17,600[1,340])	77[20] (77[20])	14[14] (14[14])	790 (730)	0 (0)	0 (0)		
	計	18,950[1,400] (17,600[1,340])	77[20] (77[20])	14[14] (14[14])	790 (730)	0 (0)	0 (0)		
図 書 館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				
		389 m ²	81 席		45,000 冊				
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
		1,415 m ²	テニスコート4 面						
経 費 の 見 積 り 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	経費の見積り	教員1人当り研究費等	200千円	200千円	200千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		共同研究費等	1000千円	1000千円	1000千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		図 書 購 入 費	1100千円	1100千円	1100千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		設 備 購 入 費	3500千円	2400千円	1000千円	0千円	— 千円	— 千円	
		学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
			900千円	700千円	700千円	— 千円	— 千円	— 千円	
学生納付金以外の維持方法の概要			入学検定料、手数料収入等						
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	姫路大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地
	看護学部 看護学科	4	100	—	400	学士(看護学)	1.03	平成19年 度	兵庫県姫路市大塩町 2042番地の2
	教育学部 こども未来学科	4	80	3年次 10	340	学士(教育学)	0.48	平成20年 度	
	(通信教育課程) こども未来学科	4	1,000	3年次 300	4,600	学士(教育学)	0.07	平成20年 度	
	看護学研究科 看護学専攻	2	6	—	12	修士(看護学)	1.33	平成29年 度	
	大 学 の 名 称	豊岡短期大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地
	こども学科	2	40	—	80	短期大学士 (幼児教育)	0.82	昭和46年 度	兵庫県豊岡市戸牧160 番地
	(通信教育部) こども学科	—	2,800	—	7,400	短期大学士 (幼児教育)	0.31	昭和47年 度	
幼児専攻	2	1,000	—	2,000	短期大学士 (幼児教育)	—	昭和47年 度		
保育専攻	3	1,800	—	5,400	短期大学士 (幼児教育)	—	昭和47年 度		
附属施設の概要		該当なし							

教育課程等の概要															
(看護学研究科 看護学専攻(D))															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
共通科目	看護教育特論	1前	2			○			1						
	看護学研究特論Ⅰ	1前	2			○			4						オムニバス・共同(一部)
	看護学研究特論Ⅱ	1後	2			○			2						オムニバス・共同(一部)
	小計(3科目)	—	6	0	0	—			7	0	0	0	0		
専門科目	成人・高齢者看護学特論	1後		2		○			3	1					オムニバス・共同(一部)
	成人・高齢者看護学特別研究	2～3通		4			○		8	1					
	障害児・者支援学特論	1後		2		○			3	1					オムニバス・共同(一部)
	障害児・者支援学特別研究	2～3通		4			○		3	2					
	小計(4科目)	—	0	12	0	—			11	3	0	0	0		
合計(7科目)		—	6	12	0	—			12	3	0	0	0		
学位又は称号	博士(看護学)		学位又は学科の分野			保健衛生学関係(看護学関係)									
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
共通科目の必修科目6単位、専門科目から研究課題に応じた選択科目6単位(特論2単位、特別研究4単位)の合計12単位を修得する。必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、本大学院が行う博士論文審査及び最終試験(口頭試験)に合格しなければならない。								1学年の学期区分			2期				
								1学期の授業期間			15週				
								1時限の授業時間			90分				

1 設置の趣旨及び必要性

1) 姫路大学の沿革及び教育理念

姫路大学は、平成 19 年 4 月に看護学部看護学科を開学した。平成 20 年度には教育学部こども未来学科(通学課程・通信教育課程)を開設し、現在に至る。

本学の設置者である学校法人弘徳学園は、「人に愛される人、人に信頼される人、人に尊敬される人」を育てることを建学の精神とし、姫路大学学則第 1 条に「教育基本法の精神に則り、専門の学術の理論及び応用を深く研究教授し、『人に愛され、信頼され、尊敬される人』を育成することを教育目的とする」と定めている。さらに、初代学長は、建学の精神を具現化するためには、「人格そのものに根源的な力が備わっていなければならないとし、他人の心を思いやり、社会に対する深い洞察力を身につけるとともに、自然や環境に対するやさしい理解と行動を保ち、加えて正しい歴史観や世界に対しての視野を体得することによって、はじめて、人に愛され、信頼され、尊敬される人格を養い得る」と考え、「共生の心を備えた人材の育成」が本学の教育目標であると明示している。

本学では、時代とともに変遷する多様なニーズに対応しながら、看護学の専門的知識・能力を有する学士(看護学)としての学士力と看護実践能力を備えた人材を育成してきた。平成 29 年 4 月には、姫路大学大学院看護学研究科修士課程(以下博士前期課程)を設置し、高度な看護実践専門職業人を育成している。

今回、博士前期課程を基盤として、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の支援を科学的に探究し、その支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者を育成するために博士後期課程を設置する。

2) 設置の趣旨と設置を必要とする理由

(1) 社会情勢からみた設置の必要性

我が国の 2011 年以降の三大死因は、がん、心疾患、肺炎であり、死因の第一位はがんである。2006 年に「がん対策基本法」が制定されて以来、がんの対策が推進されてきている(2015 年 12 月がん対策加速化プラン)。2012 年には、「がん対策推進基本計画(第二期)」が策定され、専門的な医療従事者の育成、がんと診断された時からの緩和ケアの推進が実施され、「切れ目のない質の高い緩和ケア」の整備が行われてきた。がん患者や家族は、がんと診断された時、治療の経過中に再発や転移を医師から告知された時、療養場所が変更する時など、さまざまな場面でつらさやストレスを感じ、また、治療法などにおいて意思決定が迫られる。患者は、身体面の不快な症状として、疼痛、食欲不振や嘔気・嘔吐、全身倦怠感、呼吸困難などを経験し、精神面の症状として、不安、抑うつやせん妄などを経験する。また、患者のみならず家族は、患者の苦痛を目の当たりにして苦悩する。このような患者や家族の抱える苦痛に対して、医療者には、その人らしさを尊重した全人的な緩和ケアが求められる。しかし、未だに身体的、精神・心理的、社会的苦痛の緩和が行われていない患者が 3 割から 4 割存在す

るという報告(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金がん対策推進総合研究事業「がん対策における緩和ケアの評価に関する研究」)や医療者の理解不足により早期からの緩和ケアの提供が不十分であるとの指摘(平成 28 年 12 月がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会)がある。患者や家族の抱える様々な苦痛に対する緩和ケアを推進することが必要である。

また、人口の高齢化に伴う独居高齢者・認知症高齢者の増加、家族形態の変化、価値観の多様化などにより、緩和ケアを含め、人生の最終段階において選択される医療行為は一様ではなく、その判断はますます困難なものとなっている。2007 年に厚生労働省から「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」が策定されたが(2014 年に名称変更)、最善の医療とケアのための方針決定のプロセスを示したものとどまっており、引き続き質の高いケアに向けた整備が必要である。患者や家族を支援するためには、人生の最期まで、その人の尊厳を守り、生き方に着目した幅広い医療及びケアの提供が求められ、患者や家族の医療の選択における意思決定を支援する看護を探究していく必要がある。

2016年の65歳以上の高齢者人口は3,459万人となり、高齢化率は27.3%にまで上昇した(平成29年度高齢社会白書)。このような中で、平均寿命が男女ともに80歳を超える現在では、健康寿命を延ばすことが求められているが、認知症や介護を要する高齢者の数は増加している。我が国では超高齢社会に対応すべく、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、2000年に介護保険制度が制定された。その後も法改定を重ねながら、対象者のニーズに合わせた介護サービスを検討しつつ、全ての人々が尊厳を保ちながら暮らし続けることのできる、より良い社会を実現させるための取り組みを続けている。しかしながら、介護保険事業による要介護(要支援)認定者数は年々増加しており、2015年度末現在で620万人となっている。このように高齢者が高い割合で要介護状態にあることは深刻な課題である。

肺炎は、我が国の死因の第三位で、死亡者の95%以上が高齢者であり、要介護高齢者の死因では誤嚥性肺炎が第一位であると報告されている。口腔の主な機能である摂食・嚥下機能の低下は、誤嚥性肺炎を引き起こす要因であり、高齢者の生命予後に深く関連している。さらに、口腔機能は健康の基盤である栄養状態やQOLにも関連していることが明らかにされている。障害の程度にかかわらず、高齢者の日常の楽しみの第一位は食事であり、食事と直接かかわる口腔の良し悪しはQOLに大きく影響を及ぼす。このように口腔は、高齢者にとっては身体面においても、精神面においても、全身に影響を及ぼす器官であり、ケアニーズは極めて高い。

近年、全国の自治体では、健康増進事業を中心として口腔機能の維持向上のためのプログラムが積極的に実施されているが、高齢者は日常生活動作の低下による口腔清掃の不良など口腔の衛生状態が悪化しやすく、加えて嚥下機能の低下と免疫力の低下から、感染を引き起こしやすい状態にあり、支援においては未だ課題も多い。今後、高齢者人口は2040年にピークを迎えることが見込まれており、ケアニーズに応じた健康や生活の安寧を目指し、誰もが住み慣れた地域で共生することのできる社会の構築や継続性のある支援の開発を、今以上

に考究していくことが必要である。

障害児・者にとっての社会状況も大きく変化してきている。我が国では、地域社会における共生の実現に向けて、2015年に障害者の日常生活及び社会生活を支援するための障害者総合支援法が、2017年に合理的配慮を求めた障害者差別解消法が施行された。兵庫県においても、「障害の有無や年齢・性別等にかかわらず誰もが安心して暮らし、保健・医療・福祉・教育・労働・まちづくり等の幅広い分野の障害者施策『ひょうご障害者福祉計画～自分で決める自分の生き方 みんなでつなぐ 共生の社会(平成27～32年度)』」が促進されている。

障害児・者に関して、医療面からも注目されていることに重症心身障害児・者及び発達障害児・者の顕著な増加がある。重症心身障害児・者は、新生児医療の進歩により400g前後の超低出生体重児が生存できるようになった。一方で、重度の障害を遺し人工呼吸器や吸引・経管栄養など日常的に医療や看護を必要としている児・者が増加し、在宅で生活を送っている。そのため、医療上の重症度にかかわらず彼らの地域生活の質の向上、すなわち安定した医療を基盤とした豊かな生活と健康の実現が重要な課題となっている。

発達障害児・者に関しては、2005年の発達障害者支援法(2016年最終改正)の施行とともに診断・治療や支援が必要な児・者が増加した。発達障害は、自閉スペクトラム症、注意欠如多動症など、社会性やコミュニケーション・行動等に課題を有している。その特性は定型発達の健常児・者と連続(スペクトラム)しており境界が不明確であり、医療的診断や治療の対象であると同時に、環境の改善やかかわり方の工夫が重要となっている。また、前述のように障害児・者は、今後も増加することが推測されるが、未だに差別・偏見に当たると思われる事例も多数報告されている。すなわち、医療のみならず生活全般の質を重視した支援方法の開発も課題となっている。

このように成人・高齢者や障害児・者への支援においては、未だ充足されていない部分が多く、課題を抱えている。加えて、がん患者やエンドオブライフにある人々、要介護高齢者、重症心身障害児・者や発達障害児・者など心身に障害がある人々は、現代の医療においても回復が困難なことが多い。

これまでも、看護実践者と看護教育・研究者は、社会のニーズに対応しながら、疾病や障害のある人々の支援に力を注いできた。今後は、これまで以上に支援を必要とする人々に対して、看護学が中心となり、対象者主体の生活の満足度や幸福感といった生活の質を向上させることに重きを置いた教育・研究及び政策への提言が求められているといえる。しかし、高度な支援を実践するには、実践の方向性を示す科学的根拠や知見による学問体系の構築が求められる。そのため、生活者としての満足度に重きを置き、深い洞察力と創造的な思考を備え、エビデンスに基づいた支援を科学的に追究できる力をもった人材が必要であり、その育成は急務である。したがって、これらの人材を育成するために、本大学院に博士後期課程を設置する必要性は極めて高い。

(2)看護系大学の増加に伴う設置の必要性

我が国では、平成4年以降に看護系大学の急速な増加がみられ、ここ20年は、毎年10校を超える数の増加となっている(平成23年大学における看護系人材育成の在り方に関する検討会)。平成29年4月現在、看護系大学は265校であり、平成30年には8校が新設予定であり、今後もさらに増加が見込まれる。看護系大学院修士課程(博士前期課程)を設置している大学は167校で、そのうち博士後期課程は90校である(日本看護系大学協議会)。本学が位置する兵庫県では、看護系大学15校、そのうち看護系大学院修士課程(博士前期課程)10校、さらに博士後期課程5校である(表1)。

表1 看護系大学・大学院の設置数及び入学定員数

	設置数		
	大学(定員)	大学院修士課程(定員)	博士後期課程(定員)
全国	265	167	90
兵庫県	15(1310)	10(157)	5(38)
国立	1(80)	1(54*)	1(25*)
公立	2(195)	2(53)	2(7)
私立	12(1035)	7(50)	2(6)

(看護学の定員) * 保健学としての定員
(一般社団法人日本看護系大学協議会 平成29年度会員校)

看護系大学の増加に伴い、看護教育・研究者の必要数が急増しているが、人材確保は困難であり、慢性的な看護教育・研究者不足が深刻化している。さらに、教員の質的担保が十分でないという事態がおきている。日本看護系大学協議会は、「看護系大学の教育体制を充実させ、教育力を持った人材育成を推進することは喫緊の課題である」としている(一般社団法人日本看護系大学協議会平成25年文部科学省大学における医療人育成推進等委託事業)。

これらのことから、必要な看護教員・研究者数を確保し、看護教育の質を担保するために、高度な学識をもつ看護教育・研究者の育成が急務である。したがって、本学が博士前期課程に引き続き、博士後期課程を設置することは、極めて意義がある。

(3) 調査結果からみた設置の必要性

姫路大学大学院看護学研究科博士後期課程(仮)への入学希望及び修了生の採用希望に関して、地域(兵庫県内)の看護系教育・研究機関でアンケート調査を行った。入学希望調査は看護系学部教員(修士課程在籍中及び修了)291名を対象に、採用希望調査は、看護系大学学部長または教員採用担当者15名(機関)を対象に行った。

① 姫路大学大学院看護学研究科博士後期課程(仮)への入学希望

「あなたは、大学院博士後期課程への進学を希望していますか」の問いに対し、「進学を希望している」37名であった。

「あなたは、姫路大学大学院看護学研究科博士後期課程(仮称・設置構想中)が開設され、受験し入学試験に合格した場合、入学したいと思いますか」の問いに対し、「入学したい」11名であった。

これらの結果から、地域には博士後期課程への進学を希望する者が多く、そのうち姫路大学大学院看護学研究科博士後期課程(仮)を受験し、入学することを希望する者がいることが明らかになった。

② 姫路大学大学院看護学研究科博士後期課程(仮)修了生の採用希望

「姫路大学大学院の看護学研究科博士後期課程(仮称・設置構想中)が養成する人材はこれからの社会にとって必要であると思われますか」の問いに対し、「とても必要だと思う」5機関、「必要だと思う」5機関であった。

「貴施設において今後、姫路大学大学院の看護学研究科博士後期課程(仮称・設置構想中)の修了生を採用したいと思いますか」の問いに対して、「採用したい」5機関、「採用を検討したい」1機関であった。それらの「採用を希望する人数」は合計で25名であった。

これらの結果から、地域の看護系教育・研究機関では、姫路大学大学院看護学研究科博士後期課程(仮)が養成する人材を必要だとする機関が多く、修了生の採用を望んでいる機関があることが明らかになった。

(4) 地域の関連機関からの要望

博士後期課程の設置に関して、次の機関から要望があった。

公益社団法人兵庫県看護協会から、「看護職は、障がいや疾病があっても最期まで尊厳をもって自分らしく生活できるように、あらゆるライフステージにおいて健康の保持増進、疾病予防、療養支援、重症化予防、介護予防、ターミナルまで、多様なニーズに対応できる看護の実現をめざしている。そのためには、看護職には高度な専門知識と科学的根拠に基づいた看護実践能力をもち、多職種協働に向けて指導的役割を果たすことが期待されている。このような時に、姫路大学が大学院看護学研究科修士課程を基礎として、人間に関する高い学識をも

ち、人々のQOLを重視した看護のあり方の探究と、その向上にむけた支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者を育成することは、兵庫県における看護の発展と地域医療の発展に大きく貢献するものと期待しており、博士後期課程(仮)の開設をぜひとも要請する」との要望を受けた。

(資料1 公益社団法人 兵庫県看護協会の要望書)

一般社団法人姫路市医師会から、「超高齢社会を迎えて、これからの医療・看護の世界では、看護師の役割がますます重要視されている。医療を支える看護職も専門化された看護の知識と技術を身につけるだけでなく、地域社会で貢献できる豊かな人間味のある看護のあり方が求められている。このような状況を踏まえ、今回姫路大学において、大学院看護学研究科看護学専攻修士課程(博士前期課程)を基盤とし、博士後期課程において、人間に関する高い学識をもち、人々のQOLを重視した看護のあり方の探究と、その向上に向けた支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者を育成することは、これからの地域医療に大きく貢献されるものと期待する。ついては、姫路大学に大学院(博士後期課程)の設置を要請する」との要望を受けた。

(資料2 一般社団法人 姫路市医師会の要望書)

姫路市から、「超高齢社会を迎えた現在、本市においても医療需要の増大や保健医療を取り巻く環境の変化に伴い、あらゆる人々の健康やクオリティ・オブ・ライフ(生活の質)の向上が重要な課題となる一方で、看護職の人材確保の重要性がますます高くなっている。今回、設置が計画されている博士後期課程は、人々のクオリティ・オブ・ライフを重視した看護のあり方の探究と、その向上に向けた支援の考究を自立して行うとともに、看護学の発展に寄与する教育・研究者の育成が目的とされており、同課程の設置によりその現実が図られることは、本市の医療政策の推進に大きく寄与するものと期待している」との要望があった。さらに国に対する高配を望むことを切望するとの記載もあった。

(資料3 姫路市の要望書)

以上に記載した、(1)社会情勢からみた設置の必要性、(2)看護系大学の増加に伴う設置の必要性、(3)調査結果からみた設置の必要性、(4)地域の関連機関からの要望に鑑みて、本大学院に博士後期課程を設置する必要性は極めて高い。

3) 看護学研究科博士後期課程の教育目的と目標

本学大学院は、学問の向上のために、常に、探究心をもち、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展に寄与できる高度な専門職業人及び教育・研究者を育成することを目的とする。

博士後期課程の設置にあたっては、社会情勢や地域のニーズ等を踏まえ、一人ひとりが満足できる生活に貢献し得る教育・研究者の育成を目指しており、次のような教育目的・目標を設定する。

(1) 教育目的

人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の支援を科学的に探究し、その支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者を育成することを目的とする。

(2) 教育目標

人間に関する高い学識をもち、人々の支援を科学的に探究でき、看護学の発展に寄与できる看護教育・研究者として以下の3つの能力を身につけることを目標とする。

- ①人々の健康と生活の支援を科学的に探究できる。
- ②看護学の発展のための研究を自立して行うことができる。
- ③次世代の看護職を育てる教育・研究ができる。

4) ディプロマポリシー

博士後期課程では、看護教育・研究者として、次の能力を身につけた者に修了を認定し、学位を授与する。

- ①人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の質を向上させる看護のあり方を探究できる能力を身につけている。
- ②人々の健康に関する課題を多角的に捉え、新規性、独創性のある研究を自立して行い、看護学発展のために尽力できる能力を身につけている。
- ③人間に関する深い洞察力と高い倫理観をもち、人々の生活と権利を基盤に据えた看護教育を体系的に構築でき、次世代の看護職を育てることができる能力を身につけている。

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学では、看護学部を基盤とする大学院看護学研究科修士課程(博士前期課程)を設置している。さらに今回は博士前期課程を基盤とし、博士後期課程を設置する。なお、博士前期課程の学位称号については、従来どおり、修士(看護学); Master of Nursing Science を用いる。

- ・姫路大学大学院; Graduate School of Himeji University
- ・看護学研究科; Graduate School of Nursing Science
- ・看護学専攻; Department of Nursing Science
- ・博士(看護学); Doctor of Philosophy in Nursing Science

3 看護学研究科教育課程の編成の考え方(カリキュラムポリシー)

博士後期課程では、ディプロマポリシーである「看護教育・研究者として、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の質を向上させる看護のあり方を探究できる能力、人々の健康に関する課題を多角的に捉え、新規性、独創性のある研究を自立して行い、看護学発展のために尽力できる能力、人間に関する深い洞察力と高い倫理観をもち、人々の生活と権利を基盤に据えた看護教育を体系的に構築でき、次世代の看護職を育てることができる能力」を身につける。

カリキュラムポリシーとして、社会情勢や地域のニーズとともに、既設の博士前期課程における学修内容、修得した看護実践能力、専門分野を統合・発展させ、成人・高齢者、障害児・者及び家族の健康と生活の支援に重点を置いた編成とする。

教育課程は、博士後期課程が育成する人材像を目指すために「共通科目」と「専門科目」の2区分で構成する。「共通科目」は、教育・研究者としてエビデンスに基づく研究デザインの探究、理論的構築に果たす意義を学修し、看護の哲学と科学を迫及する内容で構成する。こ

これらの科目から、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活を重視した看護を多角的に探究し、健康に関する研究課題とその研究方法を明確にするとともに、看護教育を体系的に考察する力を養う。

「専門科目」は、共通科目での学修を基盤に、成人・高齢者または障害児・者の健康と生活支援に関する専門性を高め、看護教育・研究者としての能力を修得する内容で構成する。これらの科目から、成人・高齢者、障害児・者及び家族の健康課題と生活課題に対する支援を探究し、新規性、独創性のある研究を行い、その成果を一貫性のある論文としてまとめることができ、研究を自立して行う力を養う。

教育課程の編成の考え方を次の図 1 で示す。

ディプロマポリシー

看護教育・研究者として

- ①人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の質を向上させる看護のあり方を探究できる能力
- ②人々の健康に関する課題を多角的に捉え、新規性、独創性のある研究を自立して行い、看護学発展のために尽力できる能力
- ③人間に関する深い洞察力と高い倫理観をもち、人々の生活と権利を基盤に据えた看護教育を体系的に構築でき、次世代の看護職を育てることができる能力



カリキュラムポリシー

専門科目

成人・高齢者、障害児・者及び家族の健康課題と生活課題に対する支援を探究し、新規性、独創性のある研究を行い、その成果を一貫性のある論文としてまとめることができ、研究を自立して行う力を養う



共通科目

人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活を重視した看護を多角的に探究し、健康に関する研究課題とその研究方法を明確にするとともに、看護教育を体系的に考察する力を養う

図1 教育課程の編成の考え方

教育課程の科目の構成においては、共通科目には、専門科目の基盤となり、共通科目で養う力を身につけるための科目として、「看護教育特論」2単位、「看護学研究特論Ⅰ」2単位、「看護学研究特論Ⅱ」2単位を配置する。これら3科目は、いずれもディプロマポリシー達成のために、専門科目へと発展させていく学修内容である。「看護教育特論」は、優れた教育者育成の視点から看護教育者としての理論的基盤を身につけ、次世代を育てる力を修得する科目である。「看護学研究特論Ⅰ」は、研究者育成の視点から看護研究の意義や研究方法及び研究倫理を体系的に学修し、自己の研究課題を考究する力を修得するための科目であり、「看護学研究特論Ⅱ」につながる科目である。「看護学研究特論Ⅱ」は、研究課題についてその方法を明確にするために、研究に関わる多様な方法論を学修し、エビデンスに基づく研究課題への取り組みと発信力を修得するための科目である。そのためこれらの科目を全て必修科目とし、共通科目により修得した力を基に、専門科目の学修へと進む。

専門科目は、専門科目で養う力を身につけるために「成人・高齢者看護学分野」及び「障害児・者支援学分野」の2分野に配置する。成人・高齢者看護学分野には「成人・高齢者看護学特論」2単位、「成人・高齢者看護学特別研究」4単位を配置し、障害児・者支援学分野には「障害児・者支援学特論」2単位、「障害児・者支援学特別研究」4単位を選択科目として配置する。教育課程の科目構成を次の図2で示す。

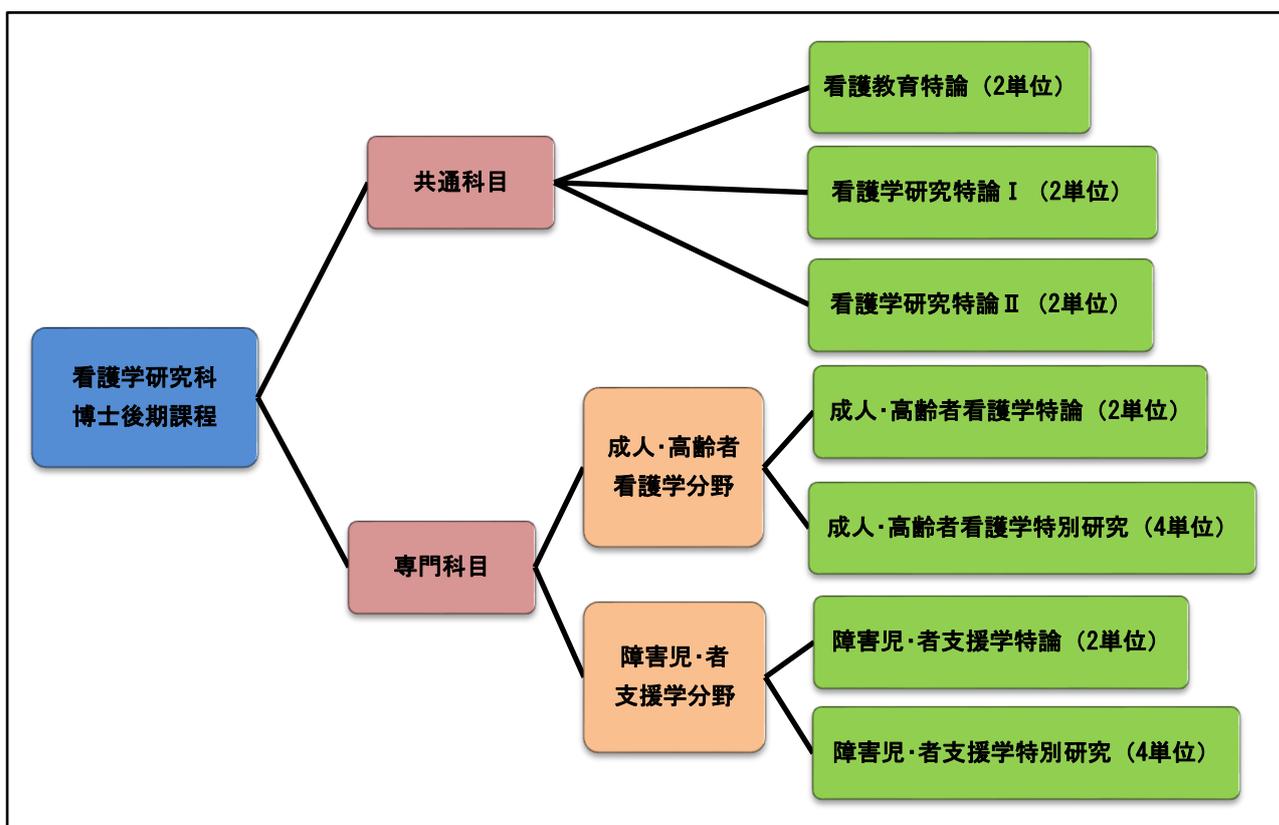


図2 教育課程の科目構成

1) 科目で養う力と概要

(1) 共通科目

① 養う力

共通科目では、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活を重視した看護を多角的に探究し、健康に関する研究課題とその研究方法を明確にするとともに、看護教育を体系的に考察する力を養う。そのために「看護教育特論」、「看護学研究特論Ⅰ」、「看護学研究特論Ⅱ」の3科目を設置する。

② 科目の概要

「看護教育特論」では、看護の質の向上に寄与する国内外の諸理論や看護教育の変遷について考究し、看護教育者としての理論的基盤を養うために、諸理論と看護教育との関連性について探究する。併せて、我が国の社会的・教育的現状を反映させ、変化に対応した人間の成長・発達過程を促進し、看護の哲学と科学を追究した質の高い教育の保証について多角的に考察する。さらに、教育活動のなかで、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもつことの重要性や人々の権利及び看護の質の向上を目指した看護教育を体系的に学修する。

「看護学研究特論Ⅰ」では、看護研究が理論構築や看護に果たしている役割と意義を学修する。次いで看護研究の研究方法を概観するとともに、その意義や倫理的課題を検討し、研究の現状と課題を考究する。併せて、関連する研究論文を精読し、討論することで、新規性、独創性、発展性のある自己の研究課題を探究する。

「看護学研究特論Ⅱ」では、研究に関わる多様な方法論を学修し、エビデンスに基づく研究デザインを探究する。統計的手法とその活用による国内外の研究論文の抄読を通して、データ収集、データ解析及びアウトカム評価などの研究方法を学修する。次いで自己の研究課題に関する文献を系統的に収集し、批判的、論理的に吟味するとともに、研究計画を洗練させる方法を考究する。さらに、プレゼンテーションにより、効果的な研究成果の提示方法を学修し、発信力を身に付ける。共通科目で養う力と科目概要を次の表2で示す。

表2 共通科目で養う力と科目概要

養う力	科目	概要
人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活を重視した看護を多角的に探究し、健康に関する研究課題とその研究方法を明確にするとともに、看護教育を体系的に考察する力	看護教育特論	看護の質の向上に寄与する国内外の諸理論や看護教育の変遷について考究し、看護教育者としての理論的基盤を養うために、諸理論と看護教育との関連性について探究する。併せて、我が国の社会的・教育的現状を反映させ、変化に対応した人間の成長・発達過程を促進し、看護の哲学と科学を追究した質の高い教育の保証について多角的に考察する。さらに、教育活動のなかで、人間に対する深い洞察力和高い倫理観をもつことの重要性や人々の権利及び看護の質の向上を目指した看護教育を体系的に学修する。
	看護学研究特論Ⅰ	看護研究が理論構築や看護に果たしている役割と意義を学修する。次いで看護研究の研究方法を概観するとともに、その意義や倫理的課題を検討し、研究の現状と課題を考究する。併せて、関連する研究論文を精読し、討論することで、新規性、独創性、発展性のある自己の研究課題を探究する。
	看護学研究特論Ⅱ	研究に関わる多様な方法論を学修し、エビデンスに基づく研究デザインを探究する。統計的手法とその活用による国内外の研究論文の抄読を通して、データ収集、データ解析及びアウトカム評価などの研究方法を学修する。次いで自己の研究課題に関する文献を系統的に収集し、批判的、論理的に吟味するとともに、研究計画を洗練させる方法を考究する。さらに、プレゼンテーションにより、効果的な研究成果の提示方法を学修し、発信力を身に付ける。

(2) 専門科目

① 養う力

専門科目は、「成人・高齢者看護学分野」、「障害児・者支援学分野」の2分野に設置する。各専門分野に応じて、成人・高齢者、障害児・者及び家族の健康と生活の支援を探究し、新規性、独創性のある研究を行い、その成果を一貫性のある論文としてまとめることができ、研究を自立して行う力を養う。そのために、「成人・高齢者看護学特論」、「障害児・者支援学特論」、「成人・高齢者看護学特別研究」、「障害児・者支援学特別研究」の4科目を設置する。

1 年次開講の「成人・高齢者看護学特論」、「障害児・者支援学特論」は、各専門分野に関する国内外の最新の動向を検討し、課題等を探究しながら、学問体系について考究できる力を修得する科目である。共通科目の「看護学研究特論Ⅰ」、「看護学研究特論Ⅱ」の学修を通して、自己の研究課題の検討を行い、新規性、独創性のある研究に向かって具体的な研究計画を立案していく。

2 年次以降開講の「成人・高齢者看護学特別研究」、「障害児・者支援学特別研究」は、自己の研究課題について研究を進め、まとめる力や発表する力を身につけ、最終年次には確かな学識と根拠に基づいた知見の創出と研究の学問的意義を考察し、創造性と発展性のある博士論文として仕上げることで、自立して研究できる力を修得する科目である。

② 科目の概要

「成人・高齢者看護学特論」では、患者と家族に対する緩和ケアのあり方について、国内外の研究の動向を検討し、我が国の課題を考究する。エンドオブライフにおける倫理的課題として意思決定を中心に検討し、健康と生活の支援を探究する。地域ケアシステムの変化を包括的に把握し、マネジメントするための方法について学修する。また、高齢者の QOL と生活を支える口腔機能に関連する要因を探究し、ニーズに適したケアを考察する。併せて、高齢者と介護保険制度の現状を把握し、介護保険施設及び在宅における要介護高齢者のケアニーズを考究する。

「成人・高齢者看護学特別研究」では、共通科目及び専門科目の特論での学修を基に、成人・高齢者や家族の健康課題について新規性、独創性のある研究テーマ、研究目的、研究方法等の検討を重ね、研究を計画的に遂行し、結果を分析、考究する。併せて、研究成果を一貫性のある論文としてまとめる。論文を推敲し、博士論文として仕上げることで、自立して研究できる能力を身につける。

「障害児・者支援学特論」では、障害児・者研究における国内外の最近の動向や知見を広く検討する。重症心身障害児・者及び発達障害児・者と家族の QOL、特に母親の生活活動や生活状況を把握することによって課題を明確にし、健康と生活への支援方法を考察する。また、重度障害児・者の生命や人権について考究する。

「障害児・者支援学特別研究」では、共通科目及び専門科目の特論での学修を基に、障害児・者や家族の健康課題について新規性、独創性のある研究テーマ、研究目的、研究方法等の検討を重ね、研究を計画的に遂行し、結果を分析、考究する。併せて、研究成果を一貫性のある論文としてまとめる。論文を推敲し、博士論文として仕上げることで、自立して研究できる能力を身につける。

専門科目で養う力と科目概要を次の表 3 で示す。

表3 専門科目で養う力と科目概要

養う力	分野	科目	科目概要
成人・高齢者、障害児・者及び家族の健康と生活の支援を探究し、新規性、独創性のある研究を行い、その成果を一貫性のある論文としてまとめることができ、研究を自立して行う力	成人・高齢者看護学分野	成人・高齢者看護学特論	患者と家族に対する緩和ケアのあり方について、国内外の研究の動向を検討し、我が国の課題を考究する。エンドオブライフにおける倫理的課題として意思決定を中心に検討し、健康と生活の支援を探究する。地域ケアシステムの変化を包括的に把握し、マネジメントするための方法について学修する。また、高齢者の QOL と生活を支える口腔機能に関連する要因を探究し、ニーズに適したケアを考察する。併せて、高齢者と介護保険制度の現状を把握し、介護保険施設及び在宅における要介護高齢者のケアニーズを考究する。
		成人・高齢者看護学特別研究	共通科目及び専門科目の特論での学修を基に、成人・高齢者や家族の健康課題について新規性、独創性のある研究テーマ、研究目的、研究方法等の検討を重ね、研究を計画的に遂行し、結果を分析、考究する。併せて、研究成果を一貫性のある論文としてまとめる。論文を推敲し、博士論文として仕上げることで、自立して研究できる能力を身につける。
	障害児・者支援学分野	障害児・者支援学特論	障害児・者研究における国内外の最近の動向や知見を広く検討する。重症心身障害児・者及び発達障害児・者と家族の QOL、特に母親の生活活動や生活状況を把握することによって課題を明確にし、健康と生活への支援方法を考察する。また、重度障害児・者の生命や人権について考究する。
		障害児・者支援学特別研究	共通科目及び専門科目の特論での学修を基に、障害児・者や家族の健康課題について新規性、独創性のある研究テーマ、研究目的、研究方法等の検討を重ね、研究を計画的に遂行し、結果を分析、考究する。併せて、研究成果を一貫性のある論文としてまとめる。論文を推敲し、博士論文として仕上げることで、自立して研究できる能力を身につける。

4 教員組織の編成の考え方及び特色

1) 教員組織編成の基本的考え方

4 教員組織の編成の考え方及び特色

1) 教員組織編成の基本的考え方

教員組織編成は、看護系教員を中心とした専任教授 15 名で構成している。博士後期課程は、看護教育・研究者として、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の支援を探究し、その支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者を育成することを目的としている。そのため、人々の健康や生活への関心が高く、専門分野における教育・研究経験が豊富な(20 年以上の経験者 8 名を含む)教授を配置した。開設時の専任教員の平均年齢は 63.6 歳である(平成 31 年 4 月)。

専任教員の完成年度(平成 34 年 3 月 31 日)の年齢構成を次の表 4 に示す。

表4 完成年度の専任教員の年齢構成

【完成年度:平成 34 年 3 月 31 日】

	年 齢 区 分				合計
	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～75 歳	
教員数	1	3	3	8	15

将来構想として、教育研究の継続性を踏まえ、教員の年齢および各専門分野の教育研究が、長期的かつ安定的な組織となるよう、次世代を担う中堅や若手教員を育成・採用する。完成年度以降の専門分野毎の教員配置に関して、年齢構成を基に具体的な計画を立てる。

各分野において、定年にあたる 75 歳以上の教員の後継者として、次世代を担う中堅教員の採用等を検討し、適正に教員を充足する。各分野の教員採用計画として、成人・高齢者看護学分野では 2 名、障害児・者支援学分野では 2 名の採用を計画している。

学内では、次世代を担う中堅教員に教育経験と研究業績が積めるような職場環境を提供することで、教育研究の向上・活性化を推進させる。これらの学部及び博士前期課程の教員が完成年度以降に博士後期課程の教育に適した人材となることを目指している。修士のみの取得者に対しては、大学院通学により博士号取得が可能となるよう積極的に支援している。本学では「大学院への通学願い」を学長に提出することによって、学部及び博士前期課程の教育に支障がない範囲で、大学院への在籍が可能である。

現在、博士後期課程に在籍している教員は 4 名である。教員 4 名のうち、1 名(A)は平成 31 年 3 月に学位取得予定、2 名(B、C)は平成 32 年 3 月に学位取得予定、1 名(D)は平成 33 年 3 月に学位取得予定となっている。これら A、B、C、D の 4 名の教員は、発達障害児に

関すること、障害児や家族への支援に関すること、成人・高齢者の健康課題に関すること、高齢者の自立・社会参加に関することなどの研究を行っており、完成年度以降に博士後期課程の専任教員となることを計画している。

さらに、年齢の偏りをより少なくするために、新規教員の募集、採用を引き続き積極的に行う。学外からは、本大学ホームページでの募集、募集サイトの科学技術機構（JREC-IN）での募集、教員のネットワーク等により、将来性のある教員を新たに採用する。以上の計画により、完成年度以降も教員は確保できており、教育・研究の継続性が保てる。

これらの将来構想を基に、博士後期課程完成年度(平成 34 年 4 月)以降の教員構成を表 5 に示す。完成年度以降の専任教員見込み人数は現行・採用を含めて 40～49 歳は 2 名、50～59 歳は 5 名、60～69 歳は 4 名、70～74 歳 6 名となり、40～74 歳までの教員は計 17 名となる。

表5 完成年度以降の専任教員の年齢構成

【完成年度以降:平成 34 年 4 月 1 日以降】

分野	年齢区分				
	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～74 歳	合計
成人・高齢者 看護学分野	1:現行 1:採用(C)	2:現行 1:採用(D)	1:現行	3:現行	9
障害児・者 支援学分野		1:現行 1:採用(B)	1:現行 1:採用(A)	3:現行	7
その他関連 分野			1:現行		1
合計	2	5	4	6	17

A、B、C、D:学内教員

全ての学部及び博士前期課程の教員は、博士後期課程の教員としてふさわしい能力を身につけるために、教育・研究面を中心に自己研鑽を重ねている。平成 30 年度後半に、看護学研究科附属の成人・高齢者、障害児・者支援研究センター(仮)を開設し、研究センターを中心に、成人・高齢者看護及び障害児・者支援に関する教育・研究を行うことで、より積極的にこれらの分野の教育・研究能力を向上させていく。なお、併せて、能力に見合う職位とするために、准教授から教授へ、講師から准教授への昇任を進める。

なお、教員の負担の軽減や健康管理の促進に励み、経験豊富な教育が学生に継続して提供できる体制とする。

2) 教員の定年

本研究科において、教員の定年は、教授、准教授、講師は75歳と定められている。従って、完成年度以降においても安定した教育・研究指導体制であり、学生への継続した教育・研究指導体制がある。

(資料4 姫路大学就業規則)

(資料5 学校法人弘徳学園教職員定年規程)

3) 教員配置

教員組織は、看護師の免許を取得している専任教員11名、医師の免許を有する専任教員1名、作業療法士の免許を有する専任教員1名、その他(公衆衛生学研究者、英語教育学研究者)専任教員2名の計15名の教授で構成する。このうち、博士の学位を有する者が14名である。教育・研究者を育成するために、教育・研究の経験が豊富な教員を多く配置している。担当科目の教員配置に当たっては、教員の取得学位、教育歴、研究業績、実務経験等と科目との整合性・妥当性及び教育水準の維持・向上、教育・研究の活性化を考慮して行う。

4) 教員の負担の程度

博士後期課程の教員は、看護学部及び博士前期課程の教育に加えて、1週間に3時間から8時間程度の負担増となる。そのため、大学院設置基準第14条特例の適用による教員の勤務形態の変化等により、出勤時間の調整を行う。併せて、現在の「専門業務型裁量労働制」の柔軟な実施により、教員の負担軽減が図れるように配慮する。また、具体的な業務分担として、学部、博士前期課程、博士後期課程の教育を担当する専任教員は、業務量を鑑み、履修指導等において、学部教員との業務分担を図り、負担の軽減に努める。また、大学院博士後期課程手当の支給等により待遇改善を積極的に図る。

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1) 教育方法

博士後期課程の標準履修年限は3年とし、最大6年とする。学期は、前期(4月1日から9月30日)と後期(10月1日から3月31日)に分ける。授業形態は、講義の他に演習を取り入れて構成している。また、科目の内容及び学修効果を考慮し、専門性の高い複数の教員がオムニバスや共同で授業を行う。

博士後期課程修了のためには、12単位を修得し、博士論文審査(口頭試問含む)に合格しなければならない。

2) 履修指導の方法

(1) 新入生及び在学生への履修ガイダンス

学生には、入学時及び学年開始時に、ガイダンスを実施する。

入学時には、教育課程の概要、履修方法とともに、履修計画を支援するために全ての授業科目において、授業内容の概要、授業の到達目標、授業計画の概要、評価方法を明示したシラバスと、時間割(一般学生及び大学院設置基準第14条該当学生のそれぞれに標準履修と長期履修)、各専門分野の履修モデルを提示する。

(資料6 看護学研究科博士後期課程時間割)

(資料7 看護学研究科博士後期課程履修モデル)

2年次開始時には、研究計画審査、研究倫理審査、中間発表などについて、3年次開始時には博士論文審査や公開研究発表会などについて説明する。

(2) 科目の履修

共通科目は全て必修科目で「看護教育特論」、「看護学研究特論Ⅰ」、「看護学研究特論Ⅱ」の3科目6単位と、専門分野の「専門科目」の「特論」2単位、「特別研究」4単位を履修する。本課程を修了するには、12単位の単位修得が必要である。

(3) 成績評価

成績は、各科目の到達目標に対する達成度をレポート、発表・討議などにより評価する。評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の5段階とし、「秀」、「優」、「良」、「可」を合格、「不可」を不合格とする。評定は、「秀;100点から90点」、「優;89点から80点」、「良;79点から70点」、「可;69点から60点」、「不可;59点以下」とする。

なお、修了要件である12単位の修得と博士論文審査及び最終試験(口頭試験)に合格した者への修了の判定は、研究科委員会が行い学長に報告する。また、「学位規程」に基づき、学長が「博士(看護学)」の学位を授与する。

(4) 安全管理と学生生活の保証

学生が、学外においてフィールドワークを行う場合の安全管理を徹底するために、十分なオリエンテーション、対象者及び自己への感染防止対策の徹底、自然災害発生時の対応、事故の予防と事故発生時の対応、個人情報への漏えい防止、連絡網などを整備する。なお、すでに看護学部で作成している事故発生時の対応の手引きを準用する。

また学生の学究生活を保障するために、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険へ加入する。

3) 研究スケジュール及び研究指導

学生は、3年間で修了することを標準とする。3年間で修了する標準の履修及び研究指導スケジュールは次の①から④のとおりである(表6)。

① 履修科目及び専門分野の決定(1年次4月)

研究科長は博士後期課程の授業や1年次の履修及び研究スケジュール等についてガイダンスを実施する。学生は、ガイダンスを受けた後、共通科目と専門科目の履修登録をする。研究科委員会は、学生の専門分野を決定する。

② 仮研究課題の提出(1年次8月)

学生は、看護学研究特論Ⅰ、看護教育特論を履修し、仮研究課題を立案し、研究科長へ提出する。学生は、仮研究課題の立案に際して、専門分野の教員チーム*に相談し、指導を受ける。教員は、相談内容について研究科委員会で報告し、情報の共有を図る。

*専門分野の教員チーム

成人・高齢者看護学分野及び障害児・者支援学分野の特別研究科目の担当教員により各チームを編成する。専門分野の複数の教員が指導を行うことで、学生がより多角的に研究課題、研究方法、研究デザイン等が検討できる。専門分野の教員チームは、学生の研究課題、研究計画書の円滑な作成につなげるため、学生の相談に応じ、指導を行う。

③ 研究計画の検討(1年次10月～)

学生は、看護学研究特論Ⅱ、専門分野ごとの成人・高齢者看護学特論、障害児・者支援学特論を履修し、研究計画について検討する。研究計画の検討に際して、専門分野の教員チーム*が相談に応じる。教員は、相談内容について研究科委員会で報告し、情報の共有を図る。

④ 指導教員の決定、研究計画審査会及び研究倫理審査会(2年次4月)

研究科長から2年次の履修及び研究スケジュール等についてガイダンスを実施する。研究科委員会は、学生の専門分野に基づき、特別研究担当教員の中から、主指導教員1名、副指導教員1名を決定する。

主指導教員は学生の研究活動を総括的に指導し、副指導教員は主指導教員と協力して補助的に研究指導を行う。

学生は、主指導教員と副指導教員から指導を受けて研究課題を決定し、研究計画書を完成させ、研究科長に提出する。研究科長は、提出された計画書ごとに研究科委員会を開催し、主査1名、副査2名を選出し、すみやかに3名で構成する「研究計画審査会」を設置・開催する。

主査及び副査は、当該学生の主指導教員及び副指導教員以外の特別研究を担当する教員があたり、主査はDマル合教員が担当する。「研究計画審査会」では、提出された研究計画書の内容が、「博士論文に関する審査基準」の①から⑥を満たすことが可能であるかを審査する。主査は研究計画審査会の議長となり、会の運営にあたり、審査会での意見をまとめる。

学生は、研究計画書の審査を受ける。主査は、審査結果を研究科長に書面で報告する。研究科長は結果を主指導教員に告げる。研究計画審査に合格後、主指導教員は研究倫理審査に向けて、学生に書類作成の指導を行う。学生は、研究倫理審査を受け、研究倫理審査委員会より、研究実施の承認を得る。

(資料8 姫路大学大学院看護学研究科研究倫理委員会規程(案))

⑤ 関連学会で発表(2年次10月～)

学生は、研究活動を継続しながら、研究成果の一部を関連学会で発表し、論文を投稿する。主指導教員は学会発表内容や論文投稿方法等の指導を行う。なお、博士論文提出時まで、日本学術会議協力学術研究に所属している学会において、査読がある学術集会で1回以上発表し、査読付き雑誌に論文一編以上を掲載(受理)する。

⑥ 中間発表要旨の提出及び中間発表(2年次2月)

研究科長は、学生の研究過程の発表の場として、中間発表会を開催する。発表の内容は、これまでの研究の進捗状況と今後の予定についてとする。主指導教員は学生に中間発表要旨の作成及び発表の内容や方法内容について指導を行う。学生は、中間発表内容の要旨を作成し、研究科長へ提出する。学生は、中間発表会によって、論理的に要点をまとめる力や発表する力、質疑応答する力などを身につける。発表後、主指導教員は、他の教員の指導・助言をふまえ、学生の研究経過における課題、改善点等について、指導・助言を行う。

⑦ 研究論文作成(3年次4月)

研究科長は、3年次の履修及び研究スケジュール等についてガイダンスを実施する。主指導教員は、博士論文に関する審査基準に則り、論理的な研究論文になるように指導を行う。学生は研究論文を作成する。

⑧ 研究論文及び研究論文要旨の提出(3年次12月)

主指導教員は、研究論文及び研究論文要旨作成の指導を行い、副指導教員は博士論文審査申請書類作成の指導を行う。

学生は、研究論文と研究論文要旨を、博士論文審査申請書に添え、主指導教員を経て研究科長に提出する。

⑨ 博士論文審査及び最終試験(3年次1月)

研究科長は、提出された研究論文ごとに研究科委員会を開催し、主査1名、副査2名を選出し、3名で構成する「博士論文審査会」を設置・開催する。主査及び副査は、当該学生の主指導教員及び副指導教員以外の特別研究を担当する教員があたり、主査はDマル合教員が担当する。博士論文審査会の主査及び副査は、研究計画審査会の主査及び副査の再任を妨げない。なお、研究科長の承認を得て、他の教育・研究機関から審査委員を招聘できる。

「博士論文審査会」は、研究論文の内容を博士論文に関する審査基準に照らし合わせて、審査する。主査は博士論文審査会の議長となり、会の運営にあたり、審査会での意見をまとめる。

博士論文審査会は、最終試験(口頭試問)を実施し、主査は最終試験の運営にあたり、最終試験(口頭試問)の意見をまとめる。最終試験(口頭試問)は研究科全教員に公開で行う。

学生は、発表の場で研究科教員から質疑を受け、博士論文審査会の意見をふまえ、論文を修正する。主指導教員は、研究論文の修正を指導する。学生は、研究科長を通じて博士論文審査会に修正した論文を提出する。

博士論文審査会は、博士論文審査及び最終試験(口頭試問)の結果を判定する。主査は、博士論文審査及び最終試験(口頭試問)の判定結果を研究科委員会に報告し、研究会委員会は合否を決定する。

⑩ 博士後期課程修了判定(3年次2月)

学生は、学位申請書を研究科長に提出する。学位申請書の提出にあたっては、原則として博士後期課程3年次に在籍し、必要な研究指導を受けていることとする。博士論文に関連した内容を日本学術会議協力学術研究団体に所属している学会において、査読がある学術集会で1回以上発表していること、査読付き雑誌に論文一編以上が掲載または受理されていることとする。

研究科長は、博士論文審査会の報告を研究科委員会に諮り、博士後期課程修了判定会議を開催し、その結果を学長に報告する。

⑪ 公開研究発表会(3年次3月)

研究科長は、博士論文審査に合格した学生の研究成果の公表の場として、公開研究発表会を開催する。学生は、公開発表会に向けて主指導教員のもとで発表内容をまとめ発表する。

⑫ 学位授与(3年次3月)

学長は、研究科委員会の議に基づき、学生の博士後期課程の修了を認定し、博士(看護学)の学位を授与する。

学生は博士論文を製本し、製本された論文の1部を姫路大学附属図書館に提出する。

なお、職業を有するなど必要と認められた学生に対しては、学生の申し出により標準履修年限を超える長期履修計画を作成する。長期履修では、1年次及び2年次に共通科目と専門科目の特論を履修する。3年次からは、専門科目の特別研究を履修する。

4) 博士論文に関する審査基準

博士論文審査は、以下の基準に基づき審査する。

- ① 研究内容は看護学上の意義を有している。
- ② 研究は新規性、独創性、発展性を有している。
- ③ 研究目的が明確である。
- ④ 研究目的に応じた適切な研究デザイン及び研究方法である。
- ⑤ 研究を遂行するための計画は十分に洗練されたものである。
- ⑥ 文献検索・検討が十分に行われ、その文献が適切に引用、活用されている。
- ⑦ 研究課題を遂行する上で、倫理的な配慮が十分になされている。
- ⑧ 研究目的に適した結果が導き出されている。
- ⑨ 結果と先行研究との議論が論理的になされている。
- ⑩ 研究の結果及び考察から妥当な結論が導き出されている。

5) 修了要件

博士後期課程の修了要件は、以下の①から③の全てを満たすこととする。

- ① 本研究科に3年以上在学する。
- ② 共通科目6単位と専門科目の特論2単位、特別研究4単位の6単位、合計12単位を修得する。
- ③ 必要な研究指導を受け、博士論文審査及び最終試験(口頭試問)に合格する。

標準履修の学生、教員、研究科委員会・博士論文審査会等の履修・指導過程を次の表6で示す。

6) 学生の教育・研究の推進

教員は学生が教育・研究の方法を学ぶために、ティーチング・アシスタント(TA)やリサーチ・アシスタント(RA)として教員の教育・研究活動に参加させ、教育・研究能力を育成する。

表6 履修及び研究指導スケジュール

年	月	学生	教員	研究科委員会・博士論文審査会等
1 年 次	4	・履修科目の登録	・ガイダンスの実施(研究科長)	・学生の専門分野の決定(研究科委員会)
	8	・仮研究課題の提出	・仮研究課題の相談への対応 (専門分野教員チーム)	・仮研究課題についての報告(研究科委員会)
	10	・研究計画の検討	・研究計画の相談への対応 (専門分野教員チーム)	・研究計画についての報告(研究科委員会)
2 年 次	4	・研究課題の決定 ・研究計画書の提出 ・研究倫理審査申請書の提出	・ガイダンスの実施(研究科長) ・研究課題決定の指導(主・副) ・研究計画書作成の指導(主・副) ・研究倫理審査申請書作成の指導(主)	・主指導教員・副指導教員の決定(研究科委員会) ・研究計画審査会の主査・副査の選出(研究科委員会) ・研究計画審査(研究計画審査会) ・研究計画審査結果の報告(研究科長へ) ・研究倫理審査(研究倫理委員会)
	10	・関連学会で発表、投稿	・学会発表、論文投稿の指導 (主)	
	2	・中間発表要旨の提出 ・中間発表	・中間発表要旨作成、中間発表の指導(主) ・中間発表会後の指導(主)	・中間発表会の開催(研究科長)
3 年 次	4	・研究論文作成	・ガイダンスの実施(研究科長) ・研究論文の指導(主)	
	12	・研究論文・研究論文要旨・博士論文審査申請書の提出	・研究論文・研究論文要旨作成の指導(主) ・博士論文審査申請書類作成の指導(副)	

1	<ul style="list-style-type: none"> ・博士論文審査 ・最終試験(口頭試問) ・研究論文の修正・提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究論文の修正の指導(主) 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士論文審査会の主査・副査の選出(研究科委員会) ・博士論文審査(博士論文審査会) ・最終試験(口頭試問)(博士論文審査会) ・博士論文審査及び最終試験結果決定(研究科委員会)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・学位申請書の提出 		<ul style="list-style-type: none"> ・博士後期課程修了判定会議の開催(研究科委員会) ・博士後期課程修了判定結果の報告(学長へ)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・公開研究発表 ・博士論文の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開発表会の指導(主) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開研究発表会の開催(研究科長) ・博士後期課程修了認定、学位授与(学長)

主: 主指導教員、副: 副指導教員

6 施設・設備等の整備計画

姫路大学は、開学以来、教育・研究環境の充実に積極的に取り組んでいる。校地面積は50,764 m²を有し、その内訳は、校舎敷地面積 34,405 m²、運動場用地 16,359 m²で、敷地内の空地では、学生が休息するための十分なスペースを確保している。校舎等については、教育・研究上の目的を達成するために必要となる施設を確保しており、校舎面積 28,058 m²である。主要な内訳は、講義室 23 室、演習室 14 室、実験実習室 20 室、情報処理教室 1 室、LL 教室、教員研究室、講師控室、助手室、附属図書館、体育館、会議室、事務室、保健室、学生食堂等である。博士後期課程の設置に当たっては、これらの校地・校舎を共有する。なお、本研究科の授業で使用する 406 小講義室(博士前期課程)、407 小講義室(博士後期課程)は、収容定数各 25 名である。博士後期課程は、入学定員 3 名、収容定員 9 名であり、設備については、院生 1 名ごとに机、椅子、ロッカー、パソコン等を整備する。これらの購入は開設前年度と平成 31 年度、平成 32 年度に行い、3 年間で整備を完了させる。パソコンはインターネットに接続し、研究のための情報検索ができるようになっている。教育・研究用の機械・器具等は博士前期課程の学生及び教員と共用する。

図書については、平成 19 年度の開学以来、看護学部、教育学部の学修内容に対応した学術書を中心に収集しており、平成 29 年 12 月末現在、図書 41,933 冊(うち外国書 1,762 冊)を所蔵している。そのうち、看護学関係図書は約 17,000 冊(うち外国書約 1,300 冊)を所蔵している。購読雑誌は、和雑誌 118 誌、洋雑誌 8 誌であり、そのうち看護学関係雑誌は和雑誌 55 誌、洋雑誌 6 誌である。また、看護学関係の電子ジャーナルを 14 誌購読している。

また、平成 28 年度より、購読していた看護学関係購読洋雑誌について、冊子体購読を中止し、全文閲覧が可能なデータベースの「CINAHL with full text」を導入することで、学生及び教職員が各自の端末から迅速に必要な文献を利用することができる環境となっている。さらに、既に導入している文献データベース「メディカルオンライン」についても、契約形態をパッケージプランからフリーアクセスプランに変更し、学生及び教職員が制限なく論文を学内の端末から即時に入手できる環境にしている。文献データベースについては、その他にも附属図書館及び学内ネットワークの端末から医中誌 Web、最新看護索引、MEDLINE、Cochrane Library といった看護学関係のデータベースが利用できる環境となっており、その他、新聞記事データベースの聞蔵Ⅱビジュアルも利用できるようになっている。また本学の蔵書検索システムは国立国会図書館や CiNii などの外部データベースを同時に検索する横断検索機能を備えているため、効率的な資料検索が可能である。附属図書館内には文献検索コーナーにパソコン 4 台、レーザープリンター 1 台を備えている。また情報処理教室に 60 台、LL 教室に 60 台のパソコンがあり、附属図書館が契約している各種データベース等の検索も可能である。さらに、国立情報学研究所の NACSIS-ILL に参加しており、他大学図書館等と文献の相互貸借が可能である。また、国内では入手できない文献については、海外図書館から入手できる。

(資料9 附属図書館所蔵雑誌一覧表)

7 既設の博士前期課程との関係

博士前期課程の教育目的は、「人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、看護の理論と科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活及び社会の変化から生じる健康問題を明らかにしたうえで、その課題を解決できる能力をもち、人々の生活の場や看護実践の場において、教育力、指導力、研究能力を兼ね備えた社会に貢献できる高度な看護実践専門職業人を育成する」ことである。教育課程は、「共通科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3区分である。共通科目では、教育目標を達成するために必要な修得すべき能力のなかで基礎となる力を養うための科目を5科目設置し、専門基礎科目では、専門分野の専門性や学生の特性に応じて、共通科目を発展させるための科目を5科目設置している。専門科目では、共通科目と専門基礎科目を基礎として、専門分野の高度な看護実践能力の修得を目指し、4分野に各3科目を設置している。分野は、「看護教育・看護管理学分野」、「成人・高齢者看護学分野」、「障害児・者支援分野」、「地域看護学分野」である。

博士後期課程の教育目的は、「人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の支援を科学的に探究し、その支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者を育成する」ことである。教育課程は、「共通科目」、「専門科目」の2区分である。共通科目では、教育目標を達成するための基盤となる力を養うための科目を3科目設置し、専門科目では、共通科目を基盤として、専門分野の高度な教育・研究力の修得を目指し、2分野に各2科目を設置している。分野は、「成人・高齢者看護学分野」、「障害児・者支援学分野」である。

博士後期課程では、博士前期課程での看護実践者を育成する教育研究を「健康と生活」を主軸として統合・発展させ、看護の専門性を高めつつ、より科学的に考究する内容に統合・発展させ、看護の発展に寄与できる教育・研究者を育成する。

専門分野は、博士前期課程の「看護教育・看護管理学分野」、「地域看護学分野」、「成人・高齢者看護学分野」、「障害児・者支援分野」の4分野を、博士後期課程では「成人・高齢者看護学分野」、「障害児・者支援学分野」の2分野に統合・発展させる。

博士後期課程の「成人・高齢者看護学分野」と「障害児・者支援学分野」の対象者は、健康や生活に関する解決困難な課題や問題を抱える人々が多く、彼らはより高い学識による専門的な支援を求めている。加えて、がん患者や高齢者、障害児・者は増加傾向にあり、2分野に対する社会的ニーズが高いことから、博士後期課程でより積極的なテーマとして捉え、教育研究していく。博士前期課程の「看護教育・看護管理学分野」の学修内容は、看護実践の場における多職種者との連携・協働を図りながら、人々の健康と生活への支援方法を考究し、マネジメント力について探求することであり、博士後期課程の2分野が目指す健康と生活の支援を考究する上で不可欠であるため、これらを発展・統合させ、成人・高齢者看護学特論、障害児・者支援学特論の授業内容に組み込む。また、本博士後期課程では、社会のニーズに応じた教育力を持った人材の育成を目指しており、博士前期課程の「看護教育論」で学修した内容

を、さらに統合・発展させ、博士後期課程の共通科目として「看護教育特論」を配置する。また「地域看護学分野」の学修内容は、地域の人々の健康ニーズを包括的に把握し、障害をもちながら在宅で生活する人々の健康課題や問題の解決にあたって必要とされる高度なアプローチ方法を探究することであり、地域で暮らす成人・高齢者や障害児・者の健康と生活の支援を包括的に考究していくうえでの基盤となるものであり、これらを発展・統合させ、成人・高齢者看護学特論、障害児・者支援学特論の授業内容に組み込む。

既設博士前期課程との関係を次の図 3 で示す。

博士後期課程

【目的】

人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の支援を科学的に探究し、その支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者を育成する

【分野】

成人・高齢者
看護学分野

障害児・者
支援学分野

統合・発展

博士前期課程

【分野】

看護教育・
看護管理学
分野

成人・高齢者
看護学分野

障害児・者
支援分野

地域
看護学分野

【目的】

人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、看護の理論と科学的根拠に基づき個々のニーズや生活及び社会の変化から生じる健康問題を明らかにしたうえでその課題を解決できる能力をもち、人々の生活の場や看護実践の場において教育力、指導力、研究能力を兼ね備えた社会に貢献できる高度な看護実践専門職業人を育成する

図3 既設博士前期課程との関係

8 入学者選抜の概要

1) 入学者の受け入れ方針（アドミッションポリシー）

博士後期課程では、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、次のことをアドミッションポリシーとする。看護教育・研究者として、人々の健康と生活の支援を科学的に探究できる能力、看護学の発展のための研究を自立して行うことができる能力、次世代の看護職を育てる教育ができる能力を身につけた人材を育成するために、以下の①から③に該当する者を入学者として受け入れる。

- ① 専門分野についての深い知識と応用力をもち、系統的・科学的に看護学を探究する能力を有する者
- ② 人々の健康と生活に関する取り組むべき研究課題をもち、課題解決のための研究能力を有している者
- ③ 看護教育・研究の発展に貢献する意欲をもつ者

2) 募集人員

入学定員 3 名を募集人員とする。

3) 出願資格

看護に関する教育・研究業績があり、以下の①から④のいずれかに該当する者とする。

- ① 修士の学位または専門職学位を有する者(入学前年度までに取得見込みの者を含む)
- ② 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を有する者(入学前年度までに取得見込みの者を含む)
- ③ 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を有する者(入学前年度までに取得見込みの者を含む)
- ④ 修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者

なお、上記②から④に該当する者は、次の書類を提出し、事前に出願資格認定の審査を受けなければならない。

- ・ 出願資格申請書
- ・ 申請理由書
- ・ 最終学歴の卒業証明書
- ・ 教育研究業績書

4) 選抜方法と選抜体制

入学者の選抜は、教育研究業績書、研究計画書、英語筆記試験、小論文試験、面接試験の総合判定とする。

主に、教育研究業績書では、これまでに行った看護実践に関する成果の報告(修士論文、研究論文、学会発表、報告書)に関して、論文名、掲載誌名、発表年月日、概要、分担研究の役割などを、学位論文を書き上げる能力を有しているかどうかという視点で総合的に評価する。研究計画書では、本課程で取り組みたい研究課題とその研究課題に関する文献の収集状況、学術的背景等が論理的に記述されているかを評価する。英語筆記試験及び小論文試験では、専門分野の知識や応用力について、面接試験では、教育研究業績書と研究計画書に基づき、取り組むべき研究能力や看護教育・研究に対する意欲を評価する。

なお、入学者の選抜は看護学研究科において実施され、研究科委員会の審議を経て、学長が可否を決定する。

9 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

1) 第 14 条適用の趣旨

研究科博士後期課程においては、就業等と修学の両立ができるように、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を適用する。

2) 履修指導及び研究指導の方法

研究科長及び研究科教員は、学生の科目履修及び研究の進め方にあたって、学生の相談に応じる。相談内容については、相談を受けた教員が研究科委員会で報告し、情報の共有を図る。履修指導及び研究指導は、当該学生の状況を考慮しながら行う。学生が、就業等の事情により、標準修業年限の 3 年では大学院の教育課程の修得が困難であり、長期にわたる履修を希望した場合は、4 年を修業年限とする。

3) 授業の実施方法

時間割の編成においては、学生の状況により修学が時間的に可能となるよう配慮する。授業は、平日の昼間に加えて、夜間、土曜日、春期・夏期・冬期休暇中の開講や集中講義等を設定する。夜間の授業は、6 時限目(18 時 10 分から 19 時 40 分)、7 時限目(19 時 50 分から 21 時 20 分)に開講する。

4) 附属図書館の利用方法

姫路大学附属図書館の開館時間は、月曜日から金曜日は 9 時から 21 時 45 分、土曜日は 9 時から 17 時までとしている。

5) 教学部の対応

事務窓口業務は、学生からの各種の届け出や相談等に対応するため、月曜日から金曜日は9時から21時45分、土曜日は9時から17時まで行う。

10 管理運営

1) 管理運営体制の概要

博士後期課程を含む看護学研究科の管理運営は、研究科委員会で以下のとおりに行う。

2) 研究科委員会

研究科委員会の構成員は、研究科長、研究科の授業を担当する教員、事務担当者、その他研究科長が指名した者とする。

研究科委員会の委員長は、研究科長をもって充てる。研究科委員会は研究科長が招集し、その議長となる。研究科委員長は、原則として定例研究科委員会を月1回開催する。また必要に応じ、臨時研究科委員会を開催することができる。

研究科委員会は、研究科に係る次の①から⑤の事項を審議する。

- ① 入学、休学、退学、復学、再入学、除籍、復籍、修了等に関する事項
- ② 学生の懲戒と表彰に関する事項
- ③ 研究科を担当する教員の審査に関する事項
- ④ 学長から要請又は諮問された事項
- ⑤ 教育研究に関する事項
 - ア 研究科の教育課程及びその編成に関する事項
 - イ 学生の試験及び評価や、倫理審査に関する事項
 - ウ 学生の厚生及び指導に関する事項
 - エ 教育及び研究に関する事項
 - オ その他研究科委員会が必要と認める教学に関する事項

11 自己点検・評価

1) 基本方針

博士後期課程においては、博士前期課程を基盤とし、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の支援を科学的に探究し、その支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者を育成することを目的としている。この目的を達成するために常に、教育・研究活動の内容を検討し、改善を図っていく。

本学は、平成 25 年度に学校教育法第 109 条第 2 項に定める認証評価を認証評価機関（財団法人大学基準協会）より受け、大学基準に適合していると認定されている。博士後期課程においても同様に、法の定めにより、定期的に、教育・研究、組織及び運営、施設・設備の状況について、自ら点検、評価を行い、その結果を公表する。

2) 評価結果の活用

自己点検・評価や認証評価機関の評価を経て、明らかになった課題に対しては、ワーキング組織を立ち上げ検討し、速やかに改善策を講じる。

自己点検・評価項目は、本学が平成 25 年度に認証評価を受審した財団法人大学基準協会による大学評価基準 10 項目（以下の①から⑩）とする。

- ①理念・目的、②内部質保証、③教育研究組織、④教育課程・学習成果、
- ⑤学生の受け入れ、⑥教員・教員組織、⑦学生支援、⑧教育研究等環境、
- ⑨社会連携・社会貢献、⑩大学運営・財務

12 情報の公表

1) 公表の方針

博士後期課程は、博士前期課程を基盤とし、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の支援を科学的に探究し、その支援の考究を自立して行うことができ、看護学の発展に寄与できる教育・研究者の育成を目指している。この目的を達成するために、研究科の目的、教育課程、授業科目、教員組織、研究体制及び研究成果、入学者の選抜方法、研究科の教育・研究活動、修了生の博士論文等に関する情報を広く公表する。博士論文は姫路大学附属図書館に保存し、自由閲覧を可能とする。なお、現在、リポジトリの整備を進めている。

2) 情報公表の実施方法

情報公表の実施方法は次のとおりである。

- ① 本学のホームページへ掲載する。
- ② 自己点検・評価報告書を刊行する。
- ③ 大学院案内、募集要項、入学案内、履修の手引きへ掲載する。
- ④ 学術的講演会、公開シンポジウム等の開催時において報告レターを配布する。
- ⑤ 研究科に関する内外の行事開催時に報告レターを配布する。
- ⑥ 大学刊行物(同窓会報、保護者会報等を含む)に掲載する。

なお、情報公表の対象者及び対象機関は、進学を希望する大学院生、学部生、看護職者、地域住民、他大学大学院、その他関係機関等とする。

13 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1) 教員の資質開発 (FD ; Faculty Development)

本研究科では、研究科教員として相応しい教育・研究能力の維持と更なる向上のために、教員の資質開発に力を入れる。教育的資質向上のため、社会状況に適した専門化及び複雑化に耐えうる根拠のある確かな知識と効果的な専門的教育方法を保持しつつ、学生の学修を促進させる人材育成能力の開発を目指す。また、研究的資質向上として、高度な学術的研究遂行能力と客観的かつ倫理的な洞察力の促進を支援し、安定的に教育・研究能力の向上を図るものとする。

これまで本研究科「FD 委員会」では、「データの解析に必要な統計学的知識」、「我が国の文化的価値」、「教育・研究環境の改善」などについて講演会や研修会を開催し、質の高い研究力と豊かな教育力の向上を目指し、活動を行ってきた。

博士後期課程では、これまでの取り組みを継続しつつ、博士後期課程の教育者としての能力向上を目指した研修内容として、以下の取り組みを定期的に行うこととした。

- ① 研究科教員の教育研究の質を向上させるためのニーズを把握し、資質向上の課題を明確にする
- ② ①の結果に基づき、FD 研修内容を計画、実施する
- ③ 教員組織全体及び教員個人の教育研究の成果を共有する
- ④ 学外の研究者を招聘し、研究や教育活動の知識の向上を図る
- ⑤ アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントを回避するための研修を実施する

さらに平成 30 年度後半に、研究科附属の成人・高齢者、障害児・者支援研究センター(仮)を開設し、研究センターを中心に、成人・高齢者看護及び障害児・者支援に関する支援や教育・研究をより積極的に行う。また、研究・研修会は1回を 90 分～180 分を年 3 回行い、開催時期は教員が参加しやすい 8 月、9 月、3 月とする。内容によっては少人数でのグループ研修も充実させていく。

これらの研究・研修会の定期的な開催によって、教員の自己研鑽を促進させ、意識の向上を図り、実り豊かな FD 活動を展開していく。

2) 教職員の資質開発(SD ; Staff Development)

社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で、本研究科がその使命を十分に果たすためには、その運営について一層の高度化を図ることが必要であり、教職員が運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修の機会を設ける。

毎年 4 月に新任教職員を対象とした新任教職員研修会を開始しており、本学の教育理念や教育目的、組織運営等について、理解を図っている。学部及び研究科における運営や教育に関する会議等には、教職員が参加して、共通理解を深めている。また、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修など、外部講師を招聘し、教職員全員参加の研修会を、定期的で開催するとともに、学外研修にも積極的に参加できる環境を整えている。今後は、現状の活動を継続及び発展させていく。

3) 学生による授業評価

授業評価法として、授業修了後に授業評価アンケート調査を実施する。実施に際しては、学生の不利益にならないようプライバシーに配慮して行う。調査終了後、データの分析を行い、問題点の抽出などを客観的に行う。分析では、授業形態や授業方法の適切性及び有効性ととも、シラバスとの整合性を評価し、学生のニーズを明確にした上で、課題を明らかにしていく。分析結果は、全教員間で共有し、その後の授業改善法の検討につなげる。併せて、各授業担当教員には個別に結果を通知し、課題と改善策の検討を行う。また、必要時、学長または研究科長等より、該当教員へ改善指導を行う。なお、検討内容は、学生に随時公開していく、フィードバックする過程で学生とともに授業効果を高めて行くようなシステムとする。

4) 自己点検・評価の取り組み

定期的に自己点検と評価を行い、教員による教育・研究の遂行が適切かつ良好に行えているかを確認する。教員には自己点検・評価における基礎資料として、対外的に公表された研究成果、学会活動状況、外部資金獲得状況、受賞、社会活動等について、年度毎に報告書の提出を義務付け、教員の自発的な資質向上を喚起する。

なお、本学部は、(財)大学基準協会による大学評価(認証評価)において、大学基準に適合しているとの認定を受けている。認定期間は 2021 年 3 月 31 日までである。

5) 研究環境と研究費

研究の質向上のため、個人研究室及び共同研究室の十分なスペースの確保と、パソコンやプリンターなどの機器、及び研究に必要な用具を充足させ、研究環境を整備する。研究科全教員へ一定の研究費を支給するとともに、より有意義と思われる研究には、適宜、研究補助金を支給し、教員の研究遂行を促進させるよう積極的に支援する。なお、研究実施(成果)報告書を年度毎に提出させ、適正かつ効果的な研究費の活用を促すシステムとする。

6) 国内外への学術集会及び研修会への参加

教員が教育・研究に関する最新の知識を身につけられるよう、また、実施した研究成果を学術的に公表できるよう、国内外の学術集会及び研修会への参加を積極的に支援する。平成29年度に研究科教員は、日本看護科学学会、日本看護研究学会、日本看護学教育学会、日本がん看護学会、日本老年医学会、日本老年看護学会、日本重症心身障害学会、日本小児保健協会、日本家族看護学会、日本公衆衛生学会、日本公衆衛生看護学会、日本看護福祉学会、日本発達障害学会、国際知的・発達障害学会、国際老年学会、国際看護科学学会など、多くの看護系学会の学術集会に参加している。

今後は、開催される学術集会や研究会の情報を全教員が得られるよう、情報交換の場をより一層設ける。教員間における情報の共有とともに、教員の研究意欲を向上させる。なお、必要に応じ、学術集会等の参加費用を支給する。

7) 国内外の研究者との交流プロジェクトへの参加

博士後期課程では、これまで以上に学外の関連組織及び研究者間の幅広い交流を促進させ、合同プロジェクトへの参加を奨励する。国内の研究者及び研究組織との相互連携を強め、外部組織と一体となり社会に貢献することを支援する。

これまでに看護学部及び博士前期課程では、国際看護研究会の開催、ASEAN 災害医療連携強化プロジェクトや国際交流フェスティバル、国際看護フォーラムへの参加、ベトナム等新興国での国際地域保健活動、在日外国人への防災ワークショップ、講演などを行ったが、今後はさらに海外の研究組織及び看護系組織と提携を結び、グローバルに相互交流し、合同プロジェクトに取り組む。

8) 地域社会との連携

本学の教育目的は、「人に愛され、信頼され、尊敬される人を育成することにある」という建学の精神に基づき、「姫路大学看護学部地域貢献活動委員会規定」では「地域社会の伝統や文化を活かす『知』の創造・蓄積を図り、地域と共生する地域連携」を委員会の目的と定めている。博士後期課程においても、この目的に準拠し、関連する活動を奨励する。

なお、本学では、兵庫県や姫路市を中心に地域貢献活動を行っている。高齢者や子どもの健康などに関する公開講座や公開講演会、健康チェック、少子化対策の一環としての「地域ぐるみの子育て支援」活動、姫路市から助成金を受けて政策に示唆を与える研究活動など地域社会との連携、協働に力を入れている。併せて、地域の医療福祉機関等の要請に沿い、看護教育、看護研究の支援を行っている。今後は、博士後期課程の教員及び学生が自治体の施策や地域づくりプランの立ち上げなど、さらなる社会貢献と地域連携の強化に取り組めるようにする。

(看護学研究科 看護学専攻)

専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	保有 学位等	担当授業科目の名称	配当年次	担当 単位数	年間講義
専	教授 (研究科長)	ウシノ レイコ 牛尾 禮子 (乳子) (平成31年4月)	博士 (人間科学)	看護学研究特論Ⅰ ※	1前	0.4	1
				障害児・者支援学特論 ※	1後	0.6	1
				障害児・者支援学特別研究	2～3通	4	1
専	教授	オホ ショウコ 奥 祥子 (平成31年4月)	博士 (医学)	看護学研究特論Ⅰ ※	1前	0.6	1
				成人・高齢者看護学特論 ※	1後	0.8	1
				成人・高齢者看護学特別研究	2～3通	4	1
専	教授	掛橋 千賀子 (平成31年4月)	博士 (医学)	看護学研究特論Ⅰ ※	1前	0.6	1
				成人・高齢者看護学特論 ※	1後	0.6	1
				成人・高齢者看護学特別研究	2～3通	4	1
専	教授	コノエ ヒデアキ 網間 英世 (平成31年4月)	博士 (医学)	看護学研究特論Ⅰ ※	1前	0.6	1
				障害児・者支援学特論 ※	1後	0.6	1
				障害児・者支援学特別研究	2～3通	4	1
専	教授	コハシ ヒロミ 小林 廣美 (平成31年4月)	博士 (人間科学)	成人・高齢者看護学特別研究	2～3通	4	1
専	教授	タカハシ ケイコ 高橋 幸子 (平成31年4月)	Doctor of Education (米国)	看護学研究特論Ⅱ ※	1後	0.5	1
専	教授	ニシムラ ノブコ 西村 伸子 (平成31年4月)	博士 (学術)	成人・高齢者看護学特別研究	2～3通	4	1
専	教授	フジノ フミヨ 藤野 文代 (平成31年10月)	博士 (医学)	成人・高齢者看護学特別研究	2～3通	4	1
専	教授	モリタキ ナホコ 森崎 直子 (平成31年4月)	博士 (保健科学)	成人・高齢者看護学特論 ※	1後	0.6	1
				成人・高齢者看護学特別研究	2～3通	4	1
専	教授	ヤマグチ ミチ子 山口 三重子 (平成31年4月)	博士 (法学)	看護教育特論	1前	2	1
				障害児・者支援学特論 ※	1後	0.5	1
				障害児・者支援学特別研究	2～3通	4	1
専	教授	リョウ シュウヘイ 柳 修平 (平成31年4月)	博士 (保健学)	看護学研究特論Ⅱ ※	1後	1.6	1
				成人・高齢者看護学特別研究	2～3通	4	1
専	教授	スズキ チエコ 鈴木 千絵子 (平成31年4月)	博士 (看護学)	成人・高齢者看護学特別研究	2～3通	4	1
専	准教授	コウフウ ヒデノブ 幸福 秀和 (平成31年4月)	修士 (教育学) ※	障害児・者支援学特論 ※	1後	0.5	1
				障害児・者支援学特別研究	2～3通	4	1
専	准教授	フクカワ キョウコ 福川 京子 (平成31年4月)	博士 (看護学)	成人・高齢者看護学特論 ※	1後	0.1	1
				成人・高齢者看護学特別研究	2～3通	4	1
専	准教授	ニシムラ ケイコ 二重 佐知子 (平成31年4月)	博士 (学校教育学)	障害児・者支援学特別研究	2～3通	4	1